

にす、の事みえたり、いはゆる天の新巢の凝烟の八拳垂まで燒擧て古事と記事みえ、ふせやたきす

すしきほひてとも、葦火燎やのす、たれど萬葉集みえたれば、古代よりす、を拂ひし事もあり

しなるべけれど、時日をさだめ吉日を撰みてす、をはらひし事は、嘉禎二年より慥にみえたり、

その年十二月六日己丑霽、爲大膳權大夫奉行、召陰陽師等於御所、歲末年始雜事日時勤申之、御煤

拂事有相論、文元朝臣申云、新造者三箇年之内可有其憚東鑑みえたるによれば、此以前よりもありし事

し事しられたり、しかりといへども、禁中にては此頃煤拂の事ありしやいなや、しるべからず、

東鑑は全く武家の記録にして、殊に鎌倉將軍家の進退事實を記したる日記なれば、禁中の見合

にはなりがたしといへども、嘉禎二年は、將軍賴經公御在世中なれば、萬事何事にかぎらず、大内

の御式をうつされ給ふべき事と推はかられたり、しかれば禁中にても、其頃は御煤拂ありしな

るべけれど、定式の御行事にはあらざりし故、諸家の記録中に見當らざれど、はるかに後れて、親

長卿の記に、文明二年十二月十七日晴、兩御所御煤拂也としるし、宣胤卿記に、同十二年十二月九

日、今日禁裏御煤拂とみえたれば、此頃よりは禁中にても恒例となりて、年々十二月中にす、を

拂はせ給ふなり、さて東鑑にみえしごとく、新造の御殿は、三箇年の内はす、けをとらせ給はぬ

事にして、今の世にいたるまで、いやしき賤が家居までも、其規定を守りてとらず、又煤拂の時日

は、嘉禎二年の頃より、十二月の中吉日良辰を撰み、且雨などの降ぬ日を用ゐられしとみえて、親

長卿の記、御ゆどの、上の日記等にも、幾日晴、御所御煤拂也、幾日はる、御す、はき、いつものご

とくありなどみえたるにてしられたり、さて近世は、柳營にても十二月十三日を定日とさだめ

給ひしによりて、貴賤おしなべて此日を用ゐる事とはなれり、武家にては、舊家は古來の仕來もあ

れば、各々其定を用ゐて、日の晴雨善惡にか、はらず、を拂ふ事なれど、諸家の記録によりて

按に、二百年前のむかしは、大概十二月廿日前後の吉日にて、且晴る日を撰まれてす、を拂ふ事、